

新型インフルエンザ等対策業務計画

第1章 はじめに

一般社団法人愛知県医療法人協会（以下「愛医法」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」）の規定により指定地方公共機関に指定された。

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生時にその業務について対策を実施する責務を有し、相互に連携し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。また、業務計画の作成及び愛知県への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表、対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検とともにそれぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、訓練を行うよう努めなければならない等の責務を有する。

上記により、特措法第9条第1項に基づき【一般社団法人愛知県医療法人協会新型インフルエンザ等対策業務計画】を策定する。以下（新型インフルエンザ等対策業務計画）

第2章 総則

（1）新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の目的

・次の基本方針に基づく

新型インフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症を含む新たな呼吸器感染症による感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること。

また県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

（2）新型インフルエンザ等対策の実施体制

・平時の体制

行政機関、医療関係団体等と相互において連携を図り、情報の収集・連絡を行う。

新型インフルエンザ等発生時における対策を講じるよう会員へ情報を周知する。

・発生時の体制

1. 対策本部の設置・運営・関連機関との連携

会長は、特措法に基づき愛知県新型インフルエンザ等対策本部が設置された時は、愛医法における新型インフルエンザ等対策に必要な次の業務を行うため、新型インフルエンザ等対策本部（以下 対策本部）を設置する。

<対策本部の構成>

本部長（会長）

副本部長（副会長）

対策本部員（常任理事）

- ①発生状況を把握するための情報収集と関連機関（愛知県災害対策本部、医療関係団体等）との連携
- ②会員への周知
- ③その他必要な業務

2. 発生段階別の対策業務の内容及び実施方法

それぞれの発生段階において、発生場所や感染状況等は一様ではないため、対策本部の判断をもって、実情に即した措置を講じることができるものとする。

準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	初動期以後、政府対策本部が廃止されるまで

① 基本方針

発生段階	基本方針
準備期	・ 通常業務の継続 ・ 初動期への対応準備をおこなう
初動期	・ 原則、通常業務を継続し、感染拡大に備える
対応期	・ 感染状況（段階）を考慮して対応する

② 勤務体制等

発生段階	勤務体制等
準備期	・ 通常通り
初動期	・ 在宅勤務や時差出勤の活用 ・ 事務局での検温、消毒液設置等感染予防策の実施
対応期	・ 在宅勤務、時差出勤をおこなう ・ 事務局での検温、消毒液設置等感染予防策の実施 ・ 行政からの要請等も踏まえ、場合によっては自宅待機も認める ・ 感染症関連業務は従事できるようにする ・ 感染の小康が確認できる際には初動期に準じる

③ 各種会議

発生段階	理事会	部会、委員会
準備期	・ 通常開催	・ 通常開催
初動期	・ 原則、Web 会議	・ 原則、Web 会議
対応期	・ 原則、Web 会議	・ 中止または延期 ・ 例外的に開催する場合は、Web 会議 ・ 感染の小康が確認できる際には初動期に準じる

（３）感染対策の検討・実施

事務局長は、職場における感染対策の検討をおこなう。職員への安全対策を行う。

また、新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるため、マスク、消毒液等の適切な備蓄品を検討するとともに、これを補充、提供できる体制をつくるものとする

（４）その他（教育・訓練）

・職員に対して

職員に対して新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱時の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等）を行う。

・訓練

国や愛知県が行う想定に基づく訓練が実施される場合は、協力をする。

・業務計画の見直し

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し及び訓練実施により状況の変化が生じた場合等は、必要に応じ新型インフルエンザ等対策業務計画の見直しをする。

以上

この新型インフルエンザ等対策業務計画は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

令和 8 年 5 月 14 日一部改定